

令和8年10月1日

贈与定期積金の取り扱い終了のお知らせ

富山県医師信用組合では、組合員の先生方からお子様やお孫様などへ安心して贈与を行なっていただく手段のひとつとして、毎年12月から翌年1月にかけて贈与定期積金キャンペーンを実施してきました。

今般、令和9年4月1日に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、本人確認方法が厳格化されることになりました。

本改正では、偽変造等によるなりすましリスクの高い本人確認方法は廃止されており、原則としてマイナンバーカードの電子証明書を利用した公的個人認証やICチップ情報の送信や読み取りによる本人確認が義務化されることになりました。

また、相続税の厳格化の流れにより、税務署から名義預金もしくは定期贈与とみなされる可能性が大きくなっております。

贈与定期積金は20年近くにわたって、組合員の先生方にご好評をいただいておりますが、本人確認方法や相続税の厳格化に伴い取り扱いを終了せざるを得ないことをお詫び申し上げます。

先生方におかれましては、引き続き当組合をご利用賜りますようお願い申し上げます。

富山県医師信用組合
電話：076-429-6272